

## 第6回国立大学法人化特別委員会（議事メモ）

日 時： 平成14年8月20日（火）15：00～17：00  
場 所： 学士会分館6号室  
出席者： 石委員長、長尾会長、松尾副会長  
阿部、中村、鮎川、隆島、宮田、鈴木、磯野、佐々木、梶山  
各委員  
川村、宮島、小早川、森本、若杉、盛、佐藤、北村、長木、長谷川  
各専門委員

石委員長主宰のもとに開会。

## 〔議 事〕

## 1. 人事関係事項の検討について

○ 各大学が定めるべき法人化後の職員給与基準に関し、文部科学省大臣官房  
人事課 伊藤給与班主査及び山下専門官から、資料に基づき説明があった。

## ①現行給与制度の概要について

（現行の給与体系、人事院勧告制度、公務員制度改革における給与制度改革の動向）

## ②法人化した場合の給与上のメリット

（各大学法人が独自で実施が可能となる給与制度）

## ③給与制度検討にあたっての課題

（求める人材の確保、他の人事制度との整合性、人事の流動性の確保、国民と職員の双方の納得性）

## ④給与基準作成方法とそれぞれの問題点

## ⑤超過勤務手当について

（労働基準法が適用される場合の超過勤務、教員、教職調整額が支給されている義務教育諸学校教員など）

- 引き続いて、人事制度対応専門委員グループの幹事から、国大協の立場から検討する際のポイントなどについて、次のとおり説明があった。

#### ①基本的事項

- (ア) 給与制度は、法人化後の各大学が自己責任に基づき決定する最も重要な事項の一つ。
- (イ) 各大学の教育研究内容、教育研究組織の種類、規模等の相違を反映し、独自性と多様性も持つもの。
- (ウ) 検討に当たっては、運営費交付金の人件費部分、人件費に関して大学に課される制約、退職金の取扱い等の前提条件が明示されることが不可欠。

#### ②給与制度の設計と移行措置

- (ア) 比較的早期に対応しうる大学とある程度の時間を要する大学とが存在することが予想される。
- (イ) 一定の時間を要する大学にあっては、当初の中期計画期間を「移行期」と位置付け、その期間中は暫定的に現行の国家公務員給与を一定程度準用した給与制度とし、移行期間終了までに独自の給与制度を構築することが一つの選択肢として考えられる。
- (ウ) その場合でも、各大学の判断により職員の業績を反映したインセンティブを付与する給与の部分が適切に織り込まれるような措置を導入することなど法人化の趣旨を生かすことが必要。
- (エ) 国大協が給与に関する指針やモデルを作成し各大学に提示すべきとの意見については、各大学の多様性とモデル的給与制度の発想との間に著しい矛盾が生ずる可能性、対外的説得力に乏しいものとなる危険性、護送船団方式であるとの社会的批判、等を考慮すると慎重に対処すべき。各大学の判断において現行国家公務員給与制度の一定部分を暫定的に準用する方が、新たな給与モデルを提示するよりも適切な方法ではないか。

#### ③人事交流と給与制度

- (ア) 円滑な人事交流を推進するため、大学間で給与制度を揃えることは、大学の自立性を高めるといふ法人化の趣旨には必ずしもそぐわない。
- (イ) 各法人が独自の給与制度を有することを前提とした上で、円滑な人事交流の実現は運用上の課題と位置付けて検討することが現実的かつ望ましい方法。

#### ④退職金制度

少なくとも在職期間の通算については、国の制度として明示されるべき。

#### ⑤その他

任期制については、現行の労働基準法がそのまま適用される場合には、積極的導入に困難をきたす可能性があり、「大学教員等の任期に関する法律」の改正等を含め、何らかの措置を検討する必要。

○ これらの説明に対し、次のような質問・意見交換等があった。

- ・業績による給与の原則は理解できるが、評価の手法が十分確立していない。国立大学になじむかなどの問題がある。
- ・各大学が給与制度等、様々なことについて準備を行っていくことになるが、各大学への情報提供・情報交換の窓口として国大協が役割を果たすことが期待される。
- ・裁量労働制等の検討が必要ではないか。
- ・運営費交付金の中に保険料分が措置されるのか。現行の人件費だけで考えて大丈夫なのか。

### 2. 文部科学省における検討状況について

○ 文部科学省大臣官房 永山企画官から、検討中の会計基準について、8月22日に会計基準、注解、実務指針の（案）を決定する予定であり、最終的には、現在進められている独立行政法人会計基準見直しの動向をみながら、会計基準は省令として定められる旨の説明があった。

○ 以上の説明に対し、図書取扱等大学の特性に配慮した簡素な基準となるよう努力してほしい、自己収入の処理は複雑であり、習熟のためにも早期に案を示してほしいなどの意見があった。

### 3. 今後の検討の進め方等について

#### (1) 人事関係事項について

- 人事関係未検討事項として、退職金関係、非常勤職員、技術系その他職員の処遇、病院・研究所等大学特有施設における人事上の課題などが考えられる。
- 委員長から、既に検討を行った人事関係事項については、10月の本特別委員会頃までに指針、参考事項など適切な形にまとめ、作成主体などについても検討し、本委員会の了承を得て各大学に提供して行きたい、との発言があった。

#### (2) 法制化関係事項について

- 法制化対応専門委員グループの幹事から、次回委員会までに、文部科学省による今後の法制化作業に関して、国大協として重大な関心を持って対応すべき事項をまとめるので、ご検討願いたいとの発言があり、次回委員会で検討し、各地区学長会議で意見を伺うこととなった。

#### (3) 今後の検討課題について

- 文部科学省高等教育局大学課 杉野大学改革推進室長から、今後の法人化に向けての作業スケジュールの概要について説明があり、中期目標・中期計画の記載事項、法人化後の初代学長の選考方法について早急に相談したいとの発言があった。
- 委員長から、中期目標・中期計画の必要記載事項、法人化後の初代学長の選考方法についての文部科学省との事前打合せは、法制化対応グループにお願いすることとする。初代学長の選考については、早期に方針を決めてもらう必要がある、次回委員会において検討することとし、各地区学長会議で意見を伺うことにしたい、とのまとめがあった。

#### (4) 各地区学長会議での討議事項について

- 各地区学長会議で既に検討を依頼している事項に加え、法制化に当たって国大協として重大な関心を持って対応すべき事項、法制化後の初代学長の選考などについても検討をお願いすることとなった。

#### 4. その他

- 委員長から、国立大学図書館協議会会長から資料12の要望書が届いているが、新しい連合組織との関係においても今後検討する必要があるとの発言があった。

#### 5. 報告事項

##### (1) 法人化に関する文部科学事務次官への要請とその後の対応について

- 会長から、8月7日に文部科学事務次官を訪ね資料13の内容の要請を行ったことの報告があり、文部科学省大臣官房 清水審議官から、国立大学等法人化準備推進本部が設置され対応を開始したことなど各方面における動き等について報告があった。

##### (2) 本特別委員会配付資料の各大学への送付について

- 委員長から、本委員会に配付された資料については、誤解のないように一部を修正し各大学に送付した。今後もできるだけ各大学に資料を提供して行きたい、との発言があった。

以上